

第一種健康診断特例区域等の 検証に関する検討会（第2回）	資料1－2
令和3年2月18日	

木戸構成員提出資料

2020 年 11 月 19 日

第一種健康診断特別区域等の検証に関する検討会
事務局様

検討会構成員 木戸季市

第一種健康診断特別区域等の検証に関する検討会（第 1 回）資料 3 の検討の基本的考え方について、削除・修正の提案

上記検証の基本的考え方（案）で「原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会意見報告に基づき、科学的・合理的な根拠を追求する」とされているが、資料 2 の 12 ページに朱書きされているように、「地域拡大を行うことは、新たな不公平を生み出す原因となる」という前提付きで「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである」と言及されているものであって、今検証作業の公平性を欠く恐れがあり、基本的考え方とするのはふさわしくない。

現行法「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく施策の諸認定の基準を定めるにあたって、「科学的・合理的な根拠」が強調されるが、原爆投下時の科学的検証・知見の不十分性を認め、単なる数値のみを根拠にすべきでなく、合理性が否定されない限り、被害の事実を照らして定めるよう努めることを基本的な考え方としたい。

削除・修正をお願いします。